

光化学スモッグにご注意を



夏は光化学スモッグが発生しやすい時期です。特に朝から日差しが強い、気温が高い、風が弱いなどの気象条件が重なった場合に発生しやすくなります。

もやがかかったような視界だったり、遠くを見たときに建物がかすんで見える場合は、光化学スモッグが発生している可能性があります。

【発生のお知らせ】

注意報（警報）が発令されたときは、小・中学校、公民館などの市の施設や駅などに連絡し、各施設で「注意報（警報）発令中」の黄色い表示板を掲げてお知らせします。

【注意報（警報）が出されたら】

できるだけ外出を避け、屋外での運動は控えてください。

【被害にあったとき】

目がチカチカしたり、のどが痛くなったら、すぐに洗眼やうがいをしてください。

それでも良くならないときや気持ちの

悪いときは、屋内や木陰などの涼しいところで安静にすることが大切です。

症状の重いときは医師の診察を受け、環境政策課までご連絡ください。

【発生を抑えるために】

光化学スモッグは、塗料や薬品などから発生するVOC（揮発性有機化合物）や自動車の排気ガス等による大気汚染が原因であると言われています。

光化学スモッグの発生を抑えるために、VOCを排出する工場や事業所は塗料や薬品の適正な使用・保管・貯蔵管理をしてください。市民の皆さんもできるだけ自動車の使用は控え、自転車・バス・電車を利用しましょう。また、やむをえず自動車を使用する方は、可能な限りアイドリングストップにご協力ください。

◇共通◇

環境政策課環境係（☎042-387-9817）

土曜生ごみ投入リサイクルを実施中

小・中学校に設置している生ごみ処理機を利用し、毎週土曜日に、市民団体による生ごみ投入リサイクルを実施しています。家庭で出る生ごみを投入することができますので、ぜひご利用ください。

| ところ | とき | 食用廃油の回収 |
|-------|--------------------|---------|
| 第一小学校 | 毎週土曜日 午前9時～10時 | ○ |
| 前原小学校 | | — |
| 緑小学校 | | — |
| 南小学校 | 毎週土曜日 午前10時～11時 | ○ |
| 第一中学校 | | ○ |
| 第二中学校 | 毎週土曜日 午前9時～10時 | ○ |

ごみ対策課清掃係（☎042-387-9835）

水銀使用製品回収キャンペーンにご協力ありがとうございました

2月1日から3月31日まで実施した同キャンペーンで、下表の結果となりました。ご

| | 回収実績量 (単位: 個) | | | | 合計 |
|------|---------------|-------|-------|------------|-----|
| | 水銀体温計 | 水銀温度計 | 水銀血圧計 | 容器に入った水銀など | |
| 日野市 | 200 | 5 | 8 | 0 | 213 |
| 国分寺市 | 151 | 2 | 10 | 0 | 163 |
| 小金井市 | 143 | 3 | 4 | 0 | 150 |
| 合計 | 494 | 10 | 22 | 0 | 526 |

協力ありがとうございました。ごみ対策課清掃係（☎042-387-9835）

文化財ブックレットを有償頒布しています

【小金井の石造物】

寺社や路傍で見られる石造りの文化財

【発掘された小金井】

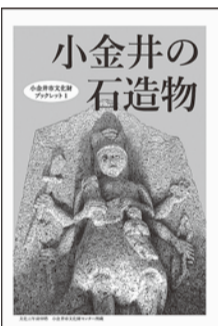
市の遺跡発掘調査の最前線

■規格A5判

■頒布価格200円

■頒布場所生涯学習課（市役所第二庁舎7階）、文化財センター

☎生涯学習課文化財係（☎042-387-9879）



小金井の石造物



発掘された小金井

◇共通◇

令和6年度 市民税・都民税・森林環境税税額決定・納税通知書

令和6年度（令和5年分）の市民税・都民税・森林環境税税額決定・納税通知書を6月10日に発送します。

また、令和6年度市民税・都民税課税（非課税）証明書は、6月10日から発行できます。

なお、確定申告をしている場合、今回送付する通知書にその内容が反映されていない場合があります。その場合は、順次反映し次第、改めて通知します。

☎市民税課市民税係（☎042-387-9819）

6月10日から市民課での税関係証明書の交付を再開

3月1日から一時休止していた、市民課での税関係証明書（市・都民税課税証明書および納税証明書）の交付を6月10日から再開します。

また、事故（自損事故含む）に遭ったら、お住まいの後期高齢者医療担当窓口へ必ず届けてください。必要な書類（被書届等）は、担当者が事故の状況などを伺ったうえでご案内しますので、事故日から30日以内に届けてください。

後期高齢者医療制度 交通事故などに遭ったときは

交通事故等の第三者から受けたけが等の医療費は、加害者（相手方）が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療で、保険診療を受けることができます。この場合、自己負担分を除いた医療費を都後期高齢者医療広域連合が一時立て替えた後、加害者（相手方）に請求します。診療を受ける際は、医療機関に事故による受診であることを申し出てください。

国民健康保険税の課税限度額等を改定

安定した国保財政運営を継続していくため、令和6年度国保税の課税限度額を改定することとなりました。併せて、低所得世帯に対する軽減措置の拡充を実施します。

☎保険年金課国民健康保険係（☎042-387-9832）

令和6年度国保税 税率等改定内容

| 区分 | 令和5年度 | 令和6年度 | 備考 | |
|---------------|-------|---|--|---|
| 医療分 | 所得割 | 6.04% | ▶後期高齢者支援分の課税限度額を改定しました ▶軽減措置の5割および2割の対象世帯を拡充しました ※軽減措置においては、世帯内の国保加入者（国保に加入していない世帯主および特定同一世帯所属者も含む）全員の所得合計額である軽減判定所得を使用します | |
| | 均等割 | 26,000円 | | |
| | 課税限度額 | 650,000円 | | |
| 後期高齢者支援分 | 所得割 | 2.05% | ▶後期高齢者支援分の課税限度額を改定しました ▶軽減措置の5割および2割の対象世帯を拡充しました ※軽減措置においては、世帯内の国保加入者（国保に加入していない世帯主および特定同一世帯所属者も含む）全員の所得合計額である軽減判定所得を使用します | |
| | 均等割 | 13,000円 | | |
| | 課税限度額 | 220,000円 | | 240,000円 |
| 介護分（40～64歳の方） | 所得割 | 2.00% | ▶後期高齢者支援分の課税限度額を改定しました ▶軽減措置の5割および2割の対象世帯を拡充しました ※軽減措置においては、世帯内の国保加入者（国保に加入していない世帯主および特定同一世帯所属者も含む）全員の所得合計額である軽減判定所得を使用します | |
| | 均等割 | 15,000円 | | |
| | 課税限度額 | 170,000円 | | |
| 軽減措置※ | 7割 | 43万円+10万円×(給与や年金所得者の数-1)以下 | ▶後期高齢者支援分の課税限度額を改定しました ▶軽減措置の5割および2割の対象世帯を拡充しました ※軽減措置においては、世帯内の国保加入者（国保に加入していない世帯主および特定同一世帯所属者も含む）全員の所得合計額である軽減判定所得を使用します | |
| | 5割 | 43万円+国保加入者の数×29万円+10万円×(給与や年金所得者の数-1)以下 | | 43万円+国保加入者の数×29万5千円+10万円×(給与や年金所得者の数-1)以下 |
| | 2割 | 43万円+国保加入者の数×53万5千円+10万円×(給与や年金所得者の数-1)以下 | | 43万円+国保加入者の数×54万5千円+10万円×(給与や年金所得者の数-1)以下 |

民事調停の利用相談会

土地建物、近隣関係、金銭問題、交通事故等の民事上のめごとについて、裁判所調停委員が相談に応じます。

6月12日（水）午後1時30分～4時30分（4時受付終了）

所上之原会館

※当日直接会場へ

☎武蔵野民事調停協会事務局・柳澤（奥）・片山・佐藤法律事務所 ☎03-6550-1012 5月曜日～金曜日 午前10時～午後5時、市経済消費生活係（☎042-387-9833）

なお、令和6年度国保税納税通知書は、7月中旬に送付します。

計算方法等詳細については、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。